

## 別紙

### 地域密着型サービス事業者運営事業予定者審査基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

#### I 書面審査について

事業計画概要書、事業計画提案書などの書面から読み取れる事項を中心に、審査を行う。

##### 1 設置主体について

###### (1) 法人の理念・姿勢

###### ①法人の基本理念、経営理念について

- ・事業運営にあたって事業者としてふさわしい理念を持っているか。
- ②自己評価や外部評価、情報公開に関する考え方について
  - ・自己評価や外部評価について適切な取り組みがなされているか。
  - ・事業内容などについて広く公開する姿勢が感じられるか。

###### (2) 事業実績

- ・本事業を実施するうえで運営するに足りる十分な実績、経験があるか。

###### (3) 関係行政庁の監査、指導状況

- ・行政機関から、過去5年間にどのような指導、指摘事項があったか。
- ・指導があった場合、どのような改善がなされているか。

###### (4) 経営状況

- ・慢性的な赤字や債務超過等、安定した運営に支障を来すことはないか。
- ・長期的な経営を見込めるか。

###### (5) 職員の採用、育成について

###### ①人材確保の取り組みについて

- ・適切に職員を採用できるようなシステムが確立されているか。
- ・職員に過度な負担をかけない体制が提案されているか。
- ・離職率が低くなるような取り組みがなされているか。

###### ②職員の育成について

- ・研修計画が確立されているか。

###### (6) 法令等の順守について

###### ①法令等の順守についての考え方（労働関係法令を含む）

- ・どのような実効性のある取り組みがなされているか。
- ②個人情報についての考え方
  - ・情報管理など、個人情報保護に万全な取り組みが提案されているか。

## 2 事業計画について

### (1) 事業所運営の基本的な考え方

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義、目的を十分理解しているか。
- ・地域の状況や特性を理解した具体的な運営方針などを定めているか。

### (2) 資金計画等について

#### ①整備・運営の計画について

- ・事業所整備に係る費用が適切に算定されているか。
- ・土地等の取得が新たに必要な場合、すでに確保しているか。または確保の見通しはあるか。
- ・サービス提供開始に至るまで、無理のないスケジュールであるか。

#### ②資金の確保について

- ・整備に必要な金額が確保されているか。

### (3) サービス提供体制の確保について

#### ①事業に必要な職員の確保について

- ・人員基準を満たす適正な人員配置が確保される見込みがあるか。
- ・特に人材確保が難しいサービスであることに鑑み、必要な人材を確保するための具体的な提案がなされているか。

#### ②管理者に求める資質・経験について

- ・管理者にふさわしい人物像が提案されているか。

#### ③経験のある職員の確保について

- ・経験のある職員を一定数確保するなど、バランスのとれた職員配置が提案されているか。

### (4) 利用者への対応について

#### ①24時間365日サービス提供についての考え方について

- ・本サービスが適すると思われる利用者像を認識し、適切な介護方針、考えが提案されているか。

#### ②具体的な介護の方針について

- ・利用者に対する支援の方法について具体的に提案されているか。

#### ③個人データ等の管理について

- ・ 個人情報 を 適切 に 管理、共有 できる 環境 が 整備 されて いる か。
- ④利用者等の人権及び尊厳に対する考え方について
  - ・ 身体拘束や虐待防止に対する考え方など、利用者等の人権に配慮されている提案となっているか。
- ⑤ターミナルケアに対する考え方について
  - ・ 終末期を迎えた高齢者の心身の状況について理解があり、具体的な手法や創意工夫を行った事例などの提示などがなされているか。
- ⑥認知症ケアに対する考え方について
  - ・ 認知症高齢者の心身の状況について理解があり、具体的な手法や創意工夫の事例が提案されているか。
- ⑦適切にサービスを提供する体制について
  - ・ 随時に対応するための適切な提案がなされているか。
  - ・ 迅速、適切にサービスの提供ができる提案がなされているか。

(5) 非常時の対応について

- ①危機管理体制について
  - ・ 非常災害時の効果的な対策が検討されているか。
- ②事故防止・安全対策及び事故発生時の対応について
  - ・ 事故防止のための効果的な対策が提案されているか。
  - ・ 安全のために必要な対策が提案されているか。
- ③衛生管理体制について
  - ・ 衛生管理について効果的な対策が提案されているか。
- ④苦情処理のための体制について
  - ・ 意見、要望、苦情に対応する体制が整備されているか。

(6) 事業の適正な運営について

- ①サービスの質の向上への取り組みについて
  - ・ サービスの質の確保、向上のための目標、研修計画等が確立されているか。
- ②地域との連携、交流について
  - ・ 介護・医療推進連携会議への理解が適切であるか。
- ③医療との連携について
  - ・ 医療ニーズの高い方へのサービス提供について、主治の医師等との連携方法が定められているか。
- ④利用者の確保に対する考え方について
  - ・ 利用者確保するための方策が具体的に提案されているか。
  - ・ 利用者のニーズを発掘し、利用者の確保につながる具体的な取り組みが提案さ

れているか。

(7) その他

- ・他の事業や他市町村での事業などから得た技術、知識等を生かした提案となっているか。
- ・サービス特性を捉えた特筆すべき取り組みが提案されているか。

## II プレゼンテーション審査

書面のみでは読み取れない事項について、地域密着型サービス運営委員会において応募者によるプレゼンテーション、質疑応答による審査を実施する。

プレゼンテーション審査では、**Iに掲げる項目に加え**、下記の観点で審査を行う。

### 1 運営主体

- ・事業に参画する強い意志が感じられるか。
- ・事業に対する自信と熱意が感じられるか。
- ・法令順守に関する強い意志が感じられるか。
- ・法令順守に関し真摯に取り組む姿勢が感じられるか。

### 2 事業計画

- ・地域資源を活用し、地域包括ケアシステムの一員として地域づくりを担う意欲が感じられるか。
- ・地域住民等へ積極的に情報を発信し、共有を図る姿勢が感じられるか。
- ・介護・医療連携推進会議等からの意見・要望等に積極、能動的に取り組む姿勢が見られるか。